

個人情報保護法制に関する要望

2020年2月12日

Hello, Future!



1. はじめに

【個人情報に関する基本的な考え方】

- ① 保護だけでなく利活用とのバランスが重要
- ② 事業者や利用者にとって過度な負担となる規制強化は避けるべき
- ③ 特定個人情報としての取扱いの見直しを含め、マイナンバー制度の見直しも検討していくこと
- ④ 制度の詳細設計に際して民間での実態を十分に踏まえたものとする
- ⑤ 今回の改正により民間事業者はどのような具体的対応が必要になるのかを含めて、わかりやすい説明がなされることが必要不可欠
(萎縮の防止)

2. 改正個人情報保護法について（総論）

【総論】

- ① データ利活用は国の競争力の源泉であり、時代の変化に応じた**個人情報保護法のアップデートは必要**
※個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱
- ② 昨年12月公表の大綱※では規制の重要部分の具体的内容が示されておらず**条文レベルで確認するまでは最終的な意見は留保する**
- ③ その上で、現時点での意見を次ページ以下に示す
(パブリックコメントで提出した意見を別添)

■参考: 条文の文言を確認する必要があると思われる部分(例)

論点	条文の文言を確認する必要があると思われる箇所
利用停止請求	「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の意義 「要件の緩和」の具体的内容
適正利用義務	「不適正な方法」の意義
端末識別子等の取扱い	「提供先において個人データとなることが『明らかな』情報」の意義 「本人同意が得られていること等の確認」の具体的手順・内容
域外適用	域外適用と執行について、罰則を含め、海外事業者に対しても国内事業者と同様に行われることが担保されているか

2. 改正個人情報保護法について（各論①）

【個人情報保護法制2000個問題】

（大綱の記載） ※第3章第7節官民を通じた個人情報の取扱い（p. 32-33）

個人情報保護行政の一元化を進める

- 民間、行政機関、独法等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、個人情報保護委員会が一元的に所管する方向でスケジュール感を持って取り組む
- 地方公共団体が保有する個人情報について、法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方について地方公共団体等と議論を進める

（要望）

一元化の方向性に賛成。一刻も早く検討を開始すべき

- 個人情報の規律が民間、行政機関、独法、地方公共団体で統一されていないこと（2000個問題）が、個人情報の利活用と保護の両面の阻害要因となっている
- データ駆動型経済への移行と日本発デジタルプラットフォームサービス（MaaS、医療データPFなど）振興のためにも、データ流通基盤としての統一的な法体系が必要不可欠
- デジタルシフトの時代において、データ流通に係るインフラ基盤と法制度という社会基盤のレイヤーは共通化すべき（デジタル経済下における地方分権のあり方の抜本的見直し）
- 統一的な法体系の整備とともに所管を一元化すべきであり、大綱の方向性に賛成。ゴールを切った上で一刻も早く検討を開始すべき

2. 改正個人情報保護法について（各論②）

【利用停止請求等の要件緩和】

（大綱で示された方向性） ※第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(p.8-9)

利用停止請求等の要件を緩和

- 個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる
- 利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する

（要望）

請求の濫用防止に配慮すべき

- 事業活動の不当な制約や他の個人の権利利益の侵害につながるような利用停止等の請求の濫用が行われないよう配慮し、請求に係る要件を安易に緩和しないようにすべき
- 要件緩和の具体的内容（「権利利益の侵害がある場合」の意義）や、請求に応じないことを例外的に許容する要件である「これに代わる措置」の具体的内容が大綱において不明であり、最終的な賛否について意見を留保する。

（参考）利用停止等の請求の濫用等により予想される弊害の例

- ① 保有個人データを消去請求することにより新規会員登録キャンペーン等の特典を同一個人が何度も得ることができてしまい、本来特典を得られるはずの他の個人が特典を得ることができなくなる
- ② アンケートへの回答に対し事業者が報酬を付与する場合に、報酬を付与した後に回答の消去を請求されることにより、報酬のみを付与しなくなってしまう
- ③ 保有個人データを消去した後、事業者が当該個人と係争状態になった場合に、過去に当該個人から得た同意事項の記録を基にした主張を行うことが不可能となる

2. 改正個人情報保護法について（各論③）

【適正利用義務】

（大綱で示された方向性） ※第3章第2節2. 適正な利用義務の明確化(p.16)

適正とは認めがたい方法による個人情報の利用禁止

- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなどの事例がみられるため、個人情報取扱事業者は、**適正とは認めがたい方法による個人情報の利用を行ってはならない**旨を明確化する

（要望）

「適正とは認めがたい方法」の具体的意義を明らかにすべき

- 「違法又は不当な行為を助長又は誘発するおそれ」、「適正とは認めがたい方法」等の**具体的な内容が不明確**であり、事業者の予見可能性が担保されず、**事業活動に萎縮効果を及ぼすおそれ**
- 禁止される範囲が不明確なことで、**故意に不適正な利用を行う悪質な事業者への抑止力としても機能しないおそれ**
- 「適正とは認めがたい方法」による個人情報の利用について、**具体的な事例を用いてその範囲を明確に示すべき**。
- 現時点では「適正とは認めがたい方法」の意義が明らかでないため、**最終的な賛否について意見を留保**する

2. 改正個人情報保護法について（各論④）

【端末識別子等の取扱い】

（大綱で示された方向性） ※第3章第4節4. 端末識別子等の取扱い(p.23-25)

提供先において個人データとなることが明らかな情報の第三者提供を制限

- 従来の提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する

（要望）

「明らかな情報」の意義は明確かつ限定的にすべき

- 提供元に調査義務が課せられることとなると、データ流通が過剰に妨げられる
- 「明らかな」の意義は「提供先において個人データとなることを知りながら提供元が提供していた場合」（確定的故意）に限定すべき
- 大綱で言及されているとおり、行動ターゲティング広告全般が規制対象となるわけではなく、大量のユーザーデータを収集・蓄積・統合・分析し、当該データをデータベースとして提供先に販売し、提供先において個人情報のデータベースと結びつく形態のみが規制対象となることを明確化すること
- 同意の主体や取得方法、同意取得の確認方法等について整理し、事業者に分かりやすく示すこと
- 「明らかな情報」、「本人同意が得られていること等の確認」具体的内容が不明であり、最終的な賛否について意見を留保する。

2. 改正個人情報保護法について（各論⑤）

【域外適用（イコールフットィング）】

（大綱で示された方向性） ※第3章第6節2. 域外適用の範囲の拡大(p.28-29)

外国事業者も報告徴収及び命令の対象とする

- 日本国内にある者に係る個人情報又は匿名加工情報を取り扱う**外国の事業者を**、罰則によって担保された**報告徴収及び命令の対象とする**
- 命令に従わない場合には、その旨を委員会が公表する。委員会による外国事業者に対する立入検査を可能とする
- 外国主権との関係から、他国の同意がない限り他国領域内における公権力の行使はできないため、**必要に応じて外国当局との執行協力を行う**

(要望)

適用及び執行のイコールフットィングが確実に担保されるべき

- 経済がデジタル化し国境を越えてデータが流通する現状を踏まえ、競争条件の**国内外でのイコールフットィングが規制面からも確実に担保されるべき**
- 域外適用及び執行について、罰則を含め、**海外事業者に対しても国内事業者と同様に適用・執行を行っていくことが、条文・運用レベルの双方で担保されるべき**。また、当該実効性を担保するための政府の機能が強化されるべき
- **外国当局との執行協力について、実質的に内外無差別に執行すべく実務面で所要の措置を講ずべき**
- 域外適用と執行について、罰則を含め、海外事業者に対しても国内事業者と同様に行われることが担保されているか不明であり、**最終的な賛否について意見を留保する**

2. 改正個人情報保護法について（各論⑥）

【漏洩報告義務】

（大綱で示された方向性） ※第3章第6節2. 域外適用の範囲の拡大(p.28-29)

一定の類型の情報漏えいを委員会に報告することを義務付ける

- 漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれもある
- 一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付ける

（要望）

明確なルールに基づき対象情報を限定すべき

- 報告・通知の意義は関係当局及び本人に漏えい的事实を早期に知らせることによる本人への更なる被害の防止にあると考えられるため、そうした被害が生じない漏えいに義務を課すべきではない
- 例えば、漏えいした個人データの数だけではなく、その性質・内容(匿名化の有無、暗号化の有無、暗号キーの漏えいの有無、氏名・住所等の本人識別情報の有無、公知性等)も勘案し、明確なルールに基づいて対象情報を限定すべき

2. 改正個人情報保護法について（各論⑦）

【公表事項の充実】

（大綱で示された方向性） ※第3章第6節2. 域外適用の範囲の拡大(p.28-29)

個人情報の取扱体制等を公表事項として追加

- 個人情報保護の体制整備や適性取扱いのための取組内容は、事業者の取り扱う情報の性質等に応じて自主的に行われることが求められるが、こうした取組の促進の観点から何らかの枠組みが設けられていることが重要
- 個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、**個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項(政令事項)として追加する**

(要望)

「本人に説明すべき事項」を明確化すべき

- アルゴリズムの設定など営業上の秘密に該当する事項、セキュリティの観点から詳細を述べるのが不適当な事項など**事業者から見て公表が極めて困難な事項が公表事項に含まれることが懸念される**
- 公表すべき事項がどのような内容になるのか現時点では全く予想がつかないため、**最終的な賛否について意見を留保する**

2. 改正個人情報保護法について（各論⑧）

その他の要望については、以下のとおり

【開示請求の充実化】

- なりすまし請求や、本人の権利利益の保護に資するとは考えられない目的による請求に対する事業者の対応（厳格な本人確認を行う、不審な点がある場合には請求に応じない）について定めること

【開示請求の対象となる個人データを保存期間により限定しないこと】

- 短期間で消去するデータの開示請求が行われることにより本来の予定期間を超えてデータを保持する義務が生じないようにすること

【仮名化情報】

- 事業者内部の分析のみに使用し第三者提供はできないとされているところ、当該分析結果の第三者提供は可能であることの明確化

【外国にある第三者への提供制限】

- 個人情報の越境移転について、事業者への負担が課題になることがないよう留意すること

【ペナルティ】

- ペナルティを重くすることについては、国内企業による法律の遵守状況等に照らし十分な立法事実があるとは言えないため、極めて慎重な検討が必要
- 外国企業に対しても国内企業と同様のペナルティが課されることが執行面も含めて担保されるべき

3. マイナンバー制度について①

【特定個人情報としての取扱いの見直し】

(現状)

- マイナンバーは利用目的が税・社会保障・災害対策に限定されるなど「特定個人情報」として取り扱われている

(要望)

- デジタルファーストのさらなる推進のため、マイナンバーを一般の個人情報と同様の取扱いとすることにより、本人の同意を前提にマイナンバーを幅広く活用できるようにすること
(本人同意に基づき、マイナンバー利用事務内での提供制限の解除、個人番号関係事務実施者内における名寄せ等での活用可能化など)

3. マイナンバー制度について②

【マイナンバー利用義務の拡大の検討】

(現状)

- 例えば、預金付番など、現時点でマイナンバーの利用が義務付けられていない場合がある

(要望)

- マイナンバー普及促進の政府の大目標ができた現状を踏まえ、
マイナンバーの利用義務の拡大について検討すべき

Hello, Future!

